

確定申告／市民税・県民税申告のご案内

個人番号(マイナンバー)の記載が必要です

平成28年分の確定申告(市県民税申告も含む)から、申告をされる方の個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。

申告の際、申告者の本人確認が必要となりますので、次の①②いずれかの書類の組み合わせをお持ちください。市の申告相談会場で申告をされる方は、申告の際に確認書類のコピーが必要になりますので、あらかじめご準備の上会場にお越しください。

組み合わせ	本人確認	
	個人番号の確認	身元の確認
①	個人番号カードの裏面	個人番号カードの表面
②	通知カードまたは 住民票(個人番号が記載されたもの)	次の書類から1点 ・運転免許証 ・パスポート ・国民健康保険などの保険証 ・国民年金手帳 など

また、申告者ご本人の個人番号(マイナンバー)以外に、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者についても、個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。あらかじめご確認の上会場にお越しください。なお、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者については、番号確認書類および身元確認書類を添付する必要はありません。

問 税務課 B1階 TEL(23)8725

平成28年分 確定申告／市民税・県民税申告日程

期 日	大田原地区			黒羽・湯津上地区			
	場 所	午前の部 8:30～11:30	午後の部 13:00～16:00	場 所	午前の部 8:30～11:30	午後の部 13:00～16:00	
2月	14日(火)	野崎地区 公民館 (野崎研修 センター)	下石上・野崎		須賀川出張所	須佐木	
	15日(水)		上石上	薄葉・平沢		川上・南方	須賀川・雲岩寺
	16日(木)		薄葉			須賀川	
	17日(金)	佐久山地区 公民館	佐久山		湯津上支所	北滝	片田
	20日(月)		佐久山	大神		亀久	矢倉・蛭田
	21日(火)		福原	福原・藤沢		蛭田	
	22日(水)		親園	親園・荻野目		湯津上・小船渡	湯津上
	23日(木)		花園	実取		湯津上	
	24日(金)	滝沢・滝岡	宇田川	両郷出張所 (両郷地区 コミュニティー センター)	久野又	中野内	
27日(月)	中中原		両郷・川田		河原		
28日(火)	中中原・町島 荒井・岡	戸野内・練貫 乙連沢	大輪		寺宿・木佐美 大久保		
3月	1日(水)	金田北地区 公民館	市野沢	今泉・羽田	黒羽支所	堀之内	黒羽田町
	2日(木)		富池	小滝		前田	前田・八塩
	3日(金)		北金丸	北金丸・奥沢		北野上	
	6日(月)	金田南地区 公民館	南金丸	南金丸・上奥沢 赤瀬	湯津上支所	狭原	佐良土
	7日(火)		倉骨	鹿畑・北大和久		佐良土	
	8日(水)	大田原東地区 公民館	富士見	山の手・城山	黒羽支所	蛭畑	
	9日(木)		紫塚	元町・新富町		新宿・片府田	片府田
	10日(金)		未広	中央・本町		黒羽向町	
	13日(月)		美原	美原・住吉町		余瀬	大豆田
	14日(火)		浅香	浅香・若松町		蜂巢	桧木沢
	15日(水)	若草	若草・加治屋	寒井			

■大田原税務署で確定申告する場合

会場…大田原税務署別館

日時…2月16日(木)～3月15日(水) (※土日祝を除く)

▶受付：午前8時30分～

▶相談：午前9時～午後5時

※大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

※申告書の作成には時間を要しますので、お早め(午後2時頃まで)にお越しください。

問 大田原税務署 TEL(22)3115(自動音声)

■申告が必要な方

昨年度、市民税・県民税の申告をされた方には、通知を送付しますが、通知を受けていなくても、次のような方は申告をしてください。

- 平成 29 年 1 月 1 日に大田原市に住所があり、
- ▶平成 28 年中に事業所得や地代・家賃などの不動産所得、土地などの譲渡所得、その他所得があった方
- ▶給与所得がある方で、「給与支払報告書」が勤務先から市税務課に送付されていない方(勤務先に確認してください)や平成 28 年中に退職した方
- ▶給与所得のみで、雑損控除、医療費控除、寄附金控除などを受けようとする方
- ▶年金所得のみで、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などの控除を追加する方
- ▶国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険の加入者で、下記の「申告が不要な方」に該当しない方

■申告が不要な方

- ▶税務署に所得税の確定申告をする方
 - ▶昨年の所得が年末調整をした給与所得のみの方
 - ▶昨年の所得が年金所得のみの方(控除の追加がある方を除く)
- ※給与所得、年金所得ともに、給与支払者または年金保険者から給与、年金支払報告書が市に届いている場合に限りません。

■その他申告が必要な場合

児童扶養手当、保育園の入園などの手続きをする方や、市営住宅に入居している方は、所得の状況を示した各種証明書の提出が必要になります。これらの証明書の交付を受けるためには申告してあることが必要です。

また、国民年金の免除申請にも申告をしてあることが必要になります。必ず申告してください。

■申告に必要な書類

- ・個人番号(マイナンバー)に関する本人確認書類
 - ※詳細は右ページを参照してください。
 - ・申告書(申告会場にも用意してあります)
 - ・印鑑および預金通帳(口座番号が確認できるもの。所得税が還付になる場合必要となります)
 - ・源泉徴収票(原本。写しは不可)
 - ・所得金額が分かる書類(給与支払証明書・収支内訳書など)
 - ・不動産所得がある方は、固定資産税の課税証明書または市税務課発行の申告用名寄公課資料(無料)など
 - ・所得控除を受けるための各種書類
 - ▶生命保険料・地震保険料、旧長期損害保険料の控除証明書
 - ▶国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などの領収書または支払証明書
 - ▶身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書
 - ▶寄附先から交付を受けた寄附金受領書など
 - ・医療費控除を受ける方は、医療費の領収書や補てん金(高額療養費・医療保険などで戻ってきた金額)を確認できる書類
- なお、医療費控除の事前準備として、28 年中に支払った医療費の領収書を個人別・病院別に分け、医療費総額を計算してきてください。

■申告するときの注意事項

申告期間中は必ず指定会場で申告してください(ただし、収入のない方の申告については、市税務課でも受け付けます)。

- 受付時間…▶午前の部：午前 8 時 30 分～ 11 時 30 分
▶午後の部：午後 1 時～ 4 時

●場所… 8 ページのとおり

※午前中や各会場初日が大変混み合います。できるだけ指定された日にお越しください。

※順番は申告内容により変更になる場合もあります。

■農業所得を申告するとき

事前に収支内容をまとめてお持ちください。収支内容をまとめていないと、実際にかかった経費も必要経費として認めることができなくなり、思いがけない課税が発生する場合があります。日ごろから記帳するよう心がけ、スムーズに申告ができるよう事前準備をお願いします。

●持ち物

- ・収支内容をまとめたノート
- ・根拠となる領収書(レシートも可)
- ・米、農産物などの販売数量、販売金額が記載された明細
- ・農業に関する交付金・助成金などの通知
- ・通帳(平成 28 年 1 月～ 12 月までの取引内容が記載されているもの)

※取得価額が 10 万円以上の農業用資産を事業用として新たに取得したり他から転用した方は、減価償却の方法により経費計上することとなりますので、農機具などの名称、取得年月、取得価格を確認しておいてください。(農業用資産を廃棄した場合は廃棄年月を確認しておいてください。)

※経費として認められるものはあくまで農業をする上で負担したもののみです。毎年、家庭用で支払ったものを含めて経費計上する方も見られますので、ご注意ください。

※農地をすべて貸付、小作料として現金やお米で受け取る場合は、農業所得ではなく「不動産所得」として申告が必要になります。その場合、貸地にかかる固定資産税や土地改良費を負担していれば経費となります。

■収入のない方の申告

前年中に収入が皆無であった方または非課税収入(遺族年金、障害年金、雇用保険の失業給付)のみを受給していた方は、申告書に必要事項を記入して押印して市税務課に直接お持ちください。

申告会場で順番待ちの手間が省けて大変便利です。

■ホームページを利用した申告書作成など

市のホームページで市民税・県民税申告書の様式をダウンロードできます。記載例も参照できます。

☞ <http://www.city.ohkawara.tochigi.jp>

問 税務課 B 1 階 TEL (23) 8725



障害者控除対象者認定書の発行

税の申告の際、障害者手帳をお持ちでない方でも、65歳以上の要介護認定者の方で、障害者手帳を持っている人と同程度の障害があると認定された人(認定基準あり)は、障害者控除対象者認定書を提出すると障害者控除を受けることができます。

認定書が必要な人は、下記窓口で申請が必要です。

問 高齢者幸福課 関 1階 TEL(23)8740

公的年金等を受給される方へ

～確定申告不要制度のお知らせ～

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、市県民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例：純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以降は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

問 大田原税務署 TEL(22)3115 (自動音声)

給与・賃金などを支払った方へ

～給与支払報告書の提出について～

平成28年中に給与・賃金など(専従者給与、パート・アルバイト代を含む)を支払われた方は、給与の支払いを受けた方が平成29年1月1日現在に住居登録している市区町村または実際に居住している市区町村に、給与支払報告書を提出することが法令により義務付けられています。

給与支払報告書は、給与所得者にとって市県民税の申告に代わる重要な資料となりますので、必ず期限までに提出してください。また、提出期限直前は大変混雑しますので、早期提出にご協力ください。

●提出期限…1月31日(火)

●提出書類…給与支払報告書(総括表1枚、個人別明細書2枚、個人番号(マイナンバー)に関する本人確認書類※1)、普通徴収切替理由書(※2)

※1 今回から、給与支払報告書に個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。番号制度の導入に伴い、「個人番号」や「法人番号」の項目欄が追加され、様式が変更になりました。

給与支払報告書を提出する際は、個人事業主の方は、記載いただいた個人番号の本人確認を行います。(8ページをご確認ください。) 郵送で提出する場合は、本人確認の書類の写しを同封してください。本人確認の書類の写しは確認後、返却しません。

※2 普通徴収に切り替える場合には提出が必要です。切替理由書は総括表と合わせて市から送付しています。届いていない場合には市ホームページからダウンロードまたは下記へお問い合わせください。

※提出方法の詳細は、総括表の裏面や市ホームページをご覧ください。

問 税務課 B 1階 TEL(23)8725

確定申告で医療費控除を受ける国民健康保険の方へ

国民健康保険に加入している方は、1カ月に支払った医療費が別表の自己負担限度額を超えると、その超えた分が高額療養費として支給される可能性があります。

市では、高額療養費の支給対象となる方に対し、支給申請の案内を送付しており、12月診療分は2月下旬に発送予定です。受付の際は領収書によって支払額の確認を行いますので、確定申告で領収書を提出する前に高額療養費の支給申請を行ってください。なお、お手元の領収書の中に高額療養費の計算対象となるか不明のものがありましたら、下記へお問い合わせください。

問 国保年金課 A 1階 TEL(23)8857

●70歳未満の方

区分	所得要件 ※1	自己負担限度額(円) ※2
ア	旧ただし書所得 901万円超	252,600 + (総医療費 - 842,000) × 1% 【140,100】
イ	旧ただし書所得 600万円超 901万円以下	167,400 + (総医療費 - 558,000) × 1% 【93,000】
ウ	旧ただし書所得 210万円超 600万円以下	80,100 + (総医療費 - 267,000) × 1% 【44,400】
エ	旧ただし書所得 210万円以下	57,600 【44,400】
オ	低所得者 (住民税非課税)	35,400 【24,600】

●70歳以上、75歳未満の方

区分	自己負担限度額(円) ※2	
	外来(個人ごと)	
現役並み所得者 (住民税課税所得 が145万円以上)	44,400	80,100 + (総医療費 - 267,000) × 1% 【44,400】
一般	12,000	44,400
(住民税非課税) 低所得者	Ⅱ	24,600
	Ⅰ 年金収入 80万円 以下	15,000

※1 所得は2015年中の所得です。(1～7月診療分は2014年の所得によります)

「旧ただし書所得」とは、総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額です。

※2 【】内の金額は、過去12カ月に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降に適用される自己負担限度額です。